



## 新たな外国人材の受入れについて

現在、政府において新たな外国人の受入れが検討されており、新たな在留資格「特定技能1号」、「特定技能2号」の概要が10月12日に法務省より以下のとおり公表されました。

### 骨子案

#### 背景

- 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が生じているため、現行の専門的・技術的分野における外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある
- 真に受入れが必要と認められる人手不足の分野に着目し、一定の専門性・技能と有し即戦力となる外国人材を受け入れるための新たな在留資格を創設する。

#### 在留資格「特定技能」の創設

##### 1. 受入れ対象分野

- 人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

##### 2. 受入れ対象者

- 特定技能1号  
相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する
- 特定技能2号  
同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する
- ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することが基本

##### 3. 外国人への支援

- 「特定技能1号」の外国人に対し、受入れ機関又は登録支援機関において、我が国での活動を安定的・円滑に行うことができるようにするための日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う

##### 4. 受入れ機関

- 受入れ機関は、外国人との間で所要の基準に適合した契約を締結するとともに、当該契約の適正な履行等が確保されるための所要の基準を満たさなければならない

##### 5. 登録支援機関

- 登録支援機関は、所要の基準を満たした上で、出入国在留管理庁長官の登録を受けて支援を行う

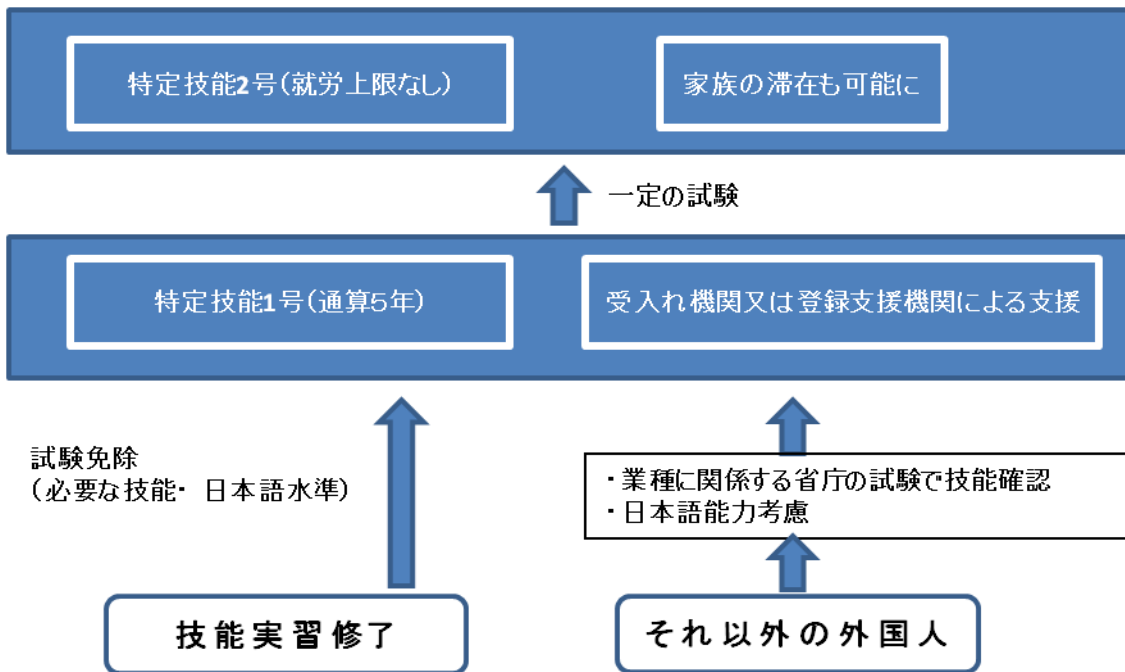
##### 6. その他

- 「特定技能1号」は、在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同を基本的に認めない

#### 新制度の導入効果

- 受入れ機関等が特定技能1号外国人に各種支援等を行うことで、当該外国人が、我が国での活動を安定的・円滑に行うことが可能となる
- 深刻な人手不足に対応し、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持することに資する

## 新たな受入れ制度のイメージ



### 対象業務



当初、建設・介護・農業・造船・宿泊の5業種が発表されましたが、対象業務は十数種になるとも言われており、7月24日の関係閣僚会議では、各大臣より以下の業種について検討を進めることが取り上げられています。

厚生労働大臣: 介護

農林水産大臣: 農業、漁業、水産加工・食料品製造業、外食産業

国土交通大臣: 建設業、造船・船用工業、宿泊業、自動車整備業、空港グランドハンドリング

経済産業大臣: 鋳・鍛造業、金属プレス業

### POINT

- ・中小企業、小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化への対応
- ・求める技能水準は、受入れ業種ごとに定める
- ・日本語能力も、業務上必要な水準を考慮して、受入れ業種ごとに定める
- ・政府の在留監理体制を強化するとともに、受入れ企業又は登録支援機関による生活ガイダンス、相談対応、日本語習得支援等を実施

## 海外とのつながり

### 日越人材育成交流フォーラム開催

10月13日、ベトナム ハティン省にて、日本語学校の学生を中心に300名近くを集め、日越人材育成交流会 in ハティンを開催致しました。フォーラムでは、駐ベトナム日本国大使館の代表として桃井書記官、ハティン教育訓練局 副局長らにもご出席いただきました。留学や技能実習という方法で来日し、勉強ができることや、犯罪に巻き込まれる者もあることから、海外でも注意が必要であることなどの説明を行いました。駐日ベトナム日本国大使館の挨拶の文は、大使館HPに、日本語とベトナム語で掲載しております。是非、ご一読くださいませ。

駐ベトナム日本国大使館ホームページURL

[https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/Hatinhjinzaikuseikoryukai.html](https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Hatinhjinzaikuseikoryukai.html)



### ASIA人材育成交流会のご案内

11月21日(水)ハイアットリージェンシー東京 28階(新宿区西新宿2-7-2)において、アジア各国の大使関係者を招き、交流会を開催致します。お食事やアトラクションを楽しみながら、日本と各国の懸け橋となる人材育成をいかに進めるかを考える機会でございます。是非、お誘い合わせの上、お申込み、ご来場をお待ちしております。

### 2018年度 最低賃金について

2018年度の「地域別最低賃金」が発効されています。厚生労働省の特設サイトには都道府県の一覧が掲載されていますので、ご確認ください。

特設サイト [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumchiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/)

### 担当職員から

初めまして、東京事務所の根岸です。丁度1年前に入団致しました。

書類の作成から提出をして保管をすることや、企業への訪問、実習生との面談という業務の中、受け入れ企業と実習生の間に入って実習制度が円滑に進むようにサポートするのが主な業務ですが、外国人の実習生からも、企業の社長との話の中からもこれまでに、社会人3年目の私にとっては学ぶことがたくさんありました。

例えば、ある建設会社の社長との会話から、その会社の職種や作業に関する話の他に、業界の収益構造や、過去にあった外国人との関わりの中から日本企業が甚大な損失を被った話を聞く機会がありましたし、別の社長とは、社長自身が起業した時の話から、今後私が上司となった時に参考にしたいことをご教示頂きました。実習生からは

毎月の日本語教育のテキストの提出状況、毎月の訪問指導時の担当者からの評価、入国前の日本語学習状況等から、刺激を受けるばかりで、この仕事へのモチベーションになっています。

外国語が何も出来ない私がこの仕事に興味を持ったのも、今後の日本を考えて何か外国と関わる仕事語してみたいと思ったからで、現在のこの環境に対して、日々感謝の気持ちしかありません。これからも、法律の改正に迅速に対応したり、企業と実習生間のギャップに敏感に反応する事で、受け入れ企業、実習生、そしてIPMの満足に繋がるよう頑張りたいと思います。

(東京本部・根岸和哉)

### 編集後記—

2017年11月から現在の技能実習生度に変更されたところですが、2019年4月にも新たな外国人材の受入制度(特定技能1号、特定技能2号)の創設が検討されているとの報道がございました。将来、外国人の受入をどのようにすべきかの議論が多くなされており、私たち職員も関心を持って情報に触れております。まだ、新制度の全容は未確定ですが、IPM職員にお問合せ頂ければ、最新情報をご提供できるようにしております。どうぞ、お問合せください。留